

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	福井県坂井市

坂井市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 坂井市産業政策部農業振興課
所在地 坂井市坂井町下新庄 1-1
電話番号 0776-50-3150
FAX番号 0776-68-0440
メールアドレス noushin@city.fukui-sakai.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・ツキノワグマ・ 中獣類(ハクビシン、アライグマ、アナグマ、タヌキ) ・鳥類 (ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ、 ムクドリ、ドバト)
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	坂井市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和5年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	そば	1320.66a 1,369千円
	水稲	75a 1,007千円
	カンショ	2.87a 212千円
	スイカ	0.95a 73千円
中獣類	スイカ	0.88a 68千円
	カブ	0.44a 23千円
鳥類	ナシ	36.24a 2,130千円
	スイカ	5.15a 397千円
	カボチャ	0.75a 11千円
	キャベツ	0.14a 4千円
	ダイコン	0.03a 1千円
ニホンジカ	森林	不明 (被害あり)
ニホンザル	野菜類	不明 (被害あり)
ツキノワグマ	現在は出没のみで農作物被害は確認されていない。	

(2) 被害の傾向

<p>【イノシシ】 生息場所としては市内山林（丸岡町東部）及び三里浜緩衝緑地帯や浜四郷地区（三国町）で確認されている。丸岡町東部・竹田地区での水稲、そば被害を中心に三里浜砂丘地区では園芸作物の被害が発生している。豚コレラ終息に伴い、近年生息数が急激に伸び、被害量も激増している。</p> <p>【中獣類】 坂井北部丘陵地及び三里浜砂丘地（三国町）での農作物被害が発生しており、住居等への侵入といった生活環境被害が市内全域に拡大している。</p> <p>【鳥類】 鳥類による被害は市内全域で発生しており、カラスによる被害が大部分を占めている。水稲では直播後及び田植え直後、スイカでは着果期から収穫期に被害が</p>
--

発生している。梨は過去、甚大な被害を受けたが、防鳥ワイヤーを導入したことにより、被害量の削減に成功している。

また、市内都市部における糞害といった生活環境被害も発生している。

【ニホンジカ】

現在目立った農作物被害は発生していないが、丸岡町東部や三国町浜四郷地区、坂井北部丘陵地で出没が確認されており、市内の平野部においても目撃されている。森林被害は確認されており、今後被害の拡大が予想される。

【ニホンザル】

現在市内に群れは存在しないものの、丸岡町の山際集落においてハナレザルの出没が確認されることがあり、家庭菜園や敷地内の果樹に被害が発生している。

【ツキノワグマ】

現在農作物等の被害は発生していないが、過去には春江町の市街地や坂井町の集落等にも出没した他、丸岡町東部を中心に、三国町においても目撃や痕跡が確認されている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和8年度）
被害面積	14.43ha	10.10ha
被害金額	5,295千円	3,706千円
イノシシ、中獣類、鳥類		

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会支部の中から坂井市有害鳥獣捕獲隊を編成し、旧町ごとに有害鳥獣捕獲を依頼。	・若手が若干名入隊したものの、捕獲隊の高齢化等により隊員数が減少し、迅速な対応が困難となっている。
	イノシシ 丸岡町及び三国町にてわなによる捕獲を行い、止めさし後は焼却または埋設処理。	・生息範囲の拡大に伴い、山際周辺の人里以外でも頻繁に出没を繰り返す人慣れした個体が増えている。 ・捕獲檻を仕掛けても首尾よく捕獲に繋がらず、追払いでしのぐしかない集落も増えている。
	中獣類 実施隊員（市職員）がわなを設置し、捕獲後の安楽死処置は猟友会、焼却は民間業者に委託。	・近年は生息域が市内全域に拡大し、住居天井裏へ侵入するといった生活環境被害が多く発生している。
	鳥類	

	水田や畑作地帯などを中心に猟銃による捕獲を行っている他、箱わなによる捕獲も行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・箱わなによる捕獲数は高い水準を保っているものの、猟銃による捕獲は銃の規制が厳しくなっていることや、年々カラスの警戒が強まり、思うように成果が上がらない状況。 ・収穫野菜の残渣や、放置された生ごみを糧に、餌の少ない冬季期間を生きながらえる個体も多く、集落を対象とした意識啓発研修会を行う等の対策が必要。
	二ホンジカ	
	丸岡町にてわなによる捕獲を行い、止めさし後は焼却または埋設処理。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に導入した、自動捕獲システムを活用し、効率の良い捕獲方法の確立を目指す。
	二ホンザル	
	爆竹や電動ガンによる追い払いの実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に群れが存在しないため、捕獲体制が未整備となっているが、ハナレザルと思しき個体が定期的に確認されており、先を見据えて対策を検討していく必要がある。
	ツキノワグマ	
	丸岡町にてわなによる捕獲を行い、止めさし後は焼却または埋設処理。	<ul style="list-style-type: none"> ・ツキノワグマの餌となるブナやミズナラが凶作の年は大量出没となる傾向があり、市内においても市街地での危険な出没が過去に発生した。 ・集落内で放置された果樹に誘引されるケースが多く、注意喚起チラシや誘引樹木伐採の補助金を活用し、人身被害の防止に努めていく。
防護柵の設置等に関する取組	丸岡地区東部の山ぎわ集落や竹田地区ではH22年度、三国町浜四郷地区ではR2年度より国・県の補助事業を活用し、金網柵、ネット柵、電気柵を整備している。	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防護柵の維持管理は、集落が主体となって行うこととなっており、イノシシの掘り起しなど、被害発生後は多面的支払交付金等を利用し、迅速に補修を行う体制となっているが、地域によっては高齢化による管理者不足等により、破損したまま放置されている集落が存在する。

(5) 今後の取組方針

猟友会を中心とした鳥獣害対策役員との年4回の定例会などで対策の検討・調整・助言を受け、専門的知識の見地に立った対策の共有を行うとともに、隣接する市町と連携した有害鳥獣対策に取り組む。

地元集落に対し、研修会や現地指導を行うことにより、地元集落での侵入防止柵の適切な点検、周辺環境の整備を指導する。また、地元集落での迅速な対応が求められる追い払い活動などに対し、技術的指導、追い払いに要する資材の提供などを行う。

市職員以外で実施隊員を非常勤職員として雇用、活動する体制の整備を検討していく。

地元住民の主体的な鳥獣害対策を促し、継続的な支援を行うことで、当事者意識の啓発を促すと同時に、関係機関が独自に実施する取り組みとの連携を行う。

また、坂井市農地水広域協定の設立により、市の多面的支払交付金が一本化されたことで鳥獣被害が発生している集落に対し集落配分の活動交付金に加えた支援の協力を求めている。

ICTを有効に活用した有害鳥獣対策について検討していくとともに、他自治体などの事例を参考にして、より効果的な被害軽減方法を柔軟に取り入れ、一層の被害軽減に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

集落等から実施隊員が情報を収集し、実施隊員または捕獲隊員の協力によりわなの設置場所の選定を行う。わなの仕掛けや誤作動に伴う再架設、および止め刺しについては実施隊員または捕獲隊員が行い、見回り・餌付けは集落が行う。止めさし後の処置は基本的に、焼却または埋設とする。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R6	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ 中獣類 鳥類	わなの整備 ICT捕獲機器、センサーカメラの整備、囲い な設置の検討 先進地研修の開催 被害状況の把握、ドローン活用の検討 捕獲檻の適正配置確認・導入 狩猟免許試験受験者への助成 市職員による資格取得（免許取得） 実施隊による捕獲活動の実施
R7	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	わなの整備 ICT捕獲機器、センサーカメラの整備、囲い な設置の検討

	ツキノワグマ 中獣類 鳥類	先進地研修の開催 被害状況の把握、ドローン活用の検討 捕獲檻の適正配置確認・導入 狩猟免許試験受験者への助成 市職員による資格取得（免許取得） 実施隊による捕獲活動の実施
R 8	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ 中獣類 鳥類	わなの整備 ICT捕獲機器、センサーカメラの整備、囲いわ なの整備 先進地研修の開催 被害状況の把握、ドローンの活用 捕獲檻の適正配置確認・導入 狩猟免許試験受験者への助成 市職員による資格取得（免許取得） 実施隊による捕獲活動の実施

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>近年の捕獲実績を参考に、令和6年度以降の捕獲計画数を設定した。計画期間中の捕獲については、次のとおり取り組むこととする。</p> <p>【イノシシ】 豚コレラの終息により、一時期減少していた生息数が近年急速に増加し、丸岡町の水稻・そばを中心に農作物被害が激増している。県の第二種特定鳥獣管理計画に基づき引き続き捕獲を継続していく。</p> <p>【ニホンジカ】 近年は個体数増加により森林の剥皮被害が顕著であり、県の第二種特定鳥獣管理計画にて捕獲が推進されている。市内の捕獲数は現状低迷しているが、令和5年度に導入した自動捕獲システムを活用し、捕獲体制の強化に努める。</p> <p>【ニホンザル】 過去に捕獲実績はないが、今後生息範囲の拡大に伴い、捕獲の必要性が生じる可能性がある。</p> <p>【ツキノワグマ】 集落付近にて出没が確認された際は、警察・猟友会等関係機関と連携し、捕獲・追払い等により人身被害の防止に努める。</p> <p>【中獣類】 市内全域で住居等の天井裏への侵入といった生活環境被害が増加しているため、捕獲を継続し農作物被害の拡大を防止する。</p> <p>【鳥類】 カラスによる三国町丘陵地での梨・スイカを中心に、市内全域にて農作物被</p>

害が確認されており、被害拡大防止のため、猟銃・箱わな等を駆使し捕獲を継続していく。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	150頭	150頭	150頭
ニホンジカ	20頭	20頭	20頭
ニホンザル	3頭	3頭	3頭
ツキノワグマ	3頭	3頭	3頭
中獣類	100頭	100頭	100頭
鳥類	700羽	700羽	700羽

捕獲等の取組内容			
イノシシ	箱わな・囲いわな・銃器	通年	三国町及び丸岡町一円
ニホンジカ	箱わな・囲いわな・銃器	通年	丸岡町一円
中獣類	箱わな	通年	市内全域
鳥類	箱わな・銃器	通年	市内全域
その他の獣類	被害発生後、対処捕獲により実施		

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマの捕獲は、箱わなやくくりわな、ライフル銃以外の銃の使用を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、捕獲能力が高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
	令和6～8年度
イノシシ ニホンジカ 中獣類	電気柵 10,000m 金網柵 1,000m
鳥類	防鳥ワイヤー 500a

(2) その他被害防止に関する取組

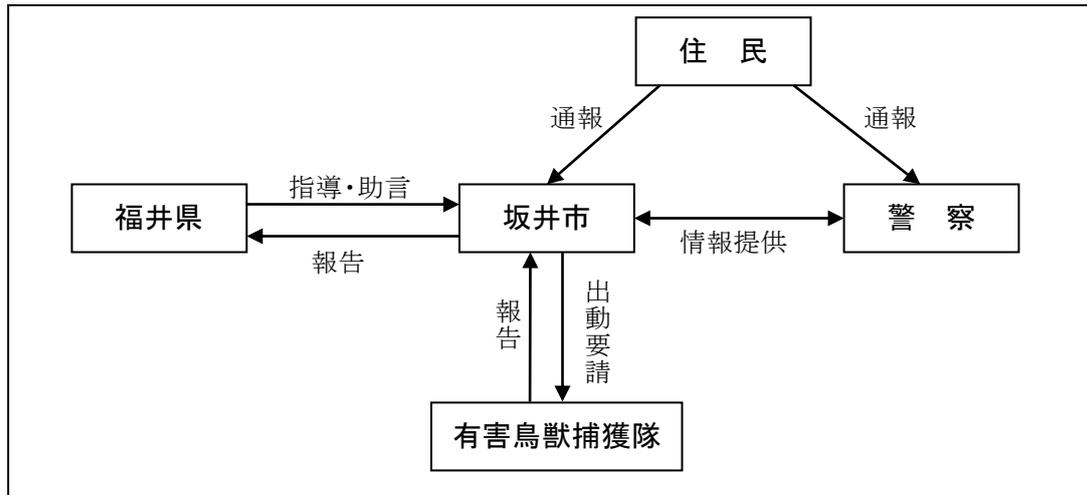
年度	対象鳥獣	取組内容
R 6	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ 中獣類 カラス	現地講習会 管理状況調査 被害発生時状況確認 住民への聞き取り調査 ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル出没時の注意喚起 年4回の鳥獣害対策関係者による定例会の開催 都市部におけるレーザーポインターによる追い払い 多面的支払交付金を活用した侵入防止策の維持管理
R 7	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ 中獣類 カラス	現地講習会 管理状況調査 被害発生時状況確認 住民への聞き取り調査 年4回の鳥獣害対策関係者による定例会の開催 都市部におけるレーザーポインターによる追い払い 多面的支払交付金を活用した侵入防止策の維持管理
R 8	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ 中獣類 カラス	現地講習会 管理状況調査 被害発生時状況確認 住民への聞き取り調査 年4回の鳥獣害対策関係者による定例会の開催 都市部におけるレーザーポインターによる追い払い 多面的支払交付金を活用した侵入防止策の維持管理

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
警察	情報提供、パトロール
有害鳥獣捕獲隊	対象鳥獣の捕獲
福井県	指導助言
坂井市	情報収集、現場確認、捕獲許可、パトロール、広報活動

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲された地元集落での埋設処理
 市で業務委託した民間業者による回収、焼却処理

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

現在、坂井市内に捕獲鳥獣の加工処理施設は存在しない。
 施設導入のために、以下のような活動を検討する。

- ・ 先進地への視察
- ・ 近隣市町との連携、調整
- ・ 地元猟友会などへの提案

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	坂井市鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
坂井警察 坂井西警察	安全管理、緊急時の発砲命令
福井県坂井農林総合事務所	農作物・林地等の被害情報提供、防除指導
(一社) 福井県猟友会三国支部 (一社) 福井県猟友会丸岡支部 (一社) 福井県猟友会春江支部	有害鳥獣捕獲活動、捕獲の指導助言
坂井森林組合	被害情報の提供、防除の推進、 有害鳥獣捕獲活動
福井県農業協同組合 三里浜特産農業協同組合	農作物等被害状況把握、防除指導
坂井市鳥獣害対策協議会三国支部	侵入防止柵及び捕獲檻管理、被害状況報告

坂井市鳥獣害対策協議会丸岡支部	
加戸地区野菜生産組合協議会	侵入防止柵管理、農作物等被害状況把握
浜四郷園芸組織協議会	
坂井市	協議会の開催、被害状況全般の把握、捕獲許可、広報活動、安全管理の補助、活動財源の確保、勉強会の開催、人材育成、現場マニュアルの作成、近隣市町との連携

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 24 年度 3 月に設置済み

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

前記に掲げるもののほか鳥獣による被害が発生した場合、その都度、県や関係機関と協議し計画を見直し、効果的な被害防止に努め、協議会による被害防止対策の啓発を行なう。
--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害の発生状況を日頃より把握に努め、随時対策協議会を開催し、情報を共有するとともに対応策を検討していく。
--